

名古屋市富田工場設備更新事業
に係る環境影響評価書
(廃棄物処理施設の建設)

平成 27 年 7 月

名 古 屋 市

は　じ　め　に

本環境影響評価書は、「名古屋市環境影響評価条例」（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）に基づき、平成 26 年 9 月 24 日に提出した「名古屋市富田工場設備更新事業に係る環境影響評価準備書」（名古屋市, 平成 26 年 9 月）に対する市民等の意見及び環境影響評価審査書における意見を踏まえ、検討を加えた結果をとりまとめたものである。

目 次

第 1 部 環境影響評価に係る事項

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名及び対象事業の名称	1
1-1 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地	1
1-2 対象事業の名称及び種類	1
第 2 章 対象事業の目的及び内容	3
2-1 対象事業の目的	3
2-2 事業予定地の位置	5
2-3 対象事業の内容	5
2-3-1 施設概要	5
2-3-2 設備規模	10
2-3-3 処理フロー	12
2-3-4 排ガス処理計画	14
2-3-5 給排水計画	14
2-3-6 施設供用に伴う廃棄物の処理計画	14
2-3-7 施設関連車両に係る計画	14
2-4 工事計画の概要	17
2-4-1 工事予定期間	17
2-4-2 工事概要	17
2-4-3 工事工程	19
2-4-4 工事中の排水計画	19
2-4-5 建設機械及び工事関係車両	20
第 3 章 事前配慮の内容	23
3-1 事業計画に際しての配慮	23
3-2 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮	23
3-3 設備更新工事中を想定した配慮	24
3-4 施設の存在・供用時を想定した配慮	26
第 4 章 事業予定地及びその周辺地域の概況	29
4-1 社会的状況	32
4-1-1 人口及び産業	32
4-1-2 土地利用	36
4-1-3 水域利用	38
4-1-4 交通	38
4-1-5 地域社会等	45

4-1-6	関係法令の指定・規制等	50
4-1-7	環境保全に関する計画	57
4-2	自然的状況	59
4-2-1	地形・地質等の状況	59
4-2-2	水環境の状況	64
4-2-3	大気環境の状況	65
4-2-4	動植物及び生態系の状況	76
4-2-5	景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	76
第5章	対象事業に係る環境影響評価の項目	77
5-1	環境に影響を及ぼす行為・要因の抽出	77
5-2	影響を受ける環境要素の抽出	77

第2部 環境影響評価

第1章	大気質	81
1-1	既存設備の解体・撤去による石綿の飛散	81
1-1-1	概要	81
1-1-2	調査	81
1-1-3	予測	82
1-1-4	評価	82
1-2	既存設備の解体・撤去によるダイオキシン類の飛散	83
1-2-1	概要	83
1-2-2	調査	83
1-2-3	予測	85
1-2-4	評価	85
1-3	建設機械の稼働による大気汚染	86
1-3-1	概要	86
1-3-2	調査	86
1-3-3	予測	97
1-3-4	環境保全措置	106
1-3-5	評価	107
1-4	工事関係車両の走行による大気汚染	108
1-4-1	概要	108
1-4-2	調査	108
1-4-3	予測	114
1-4-4	環境保全措置	126
1-4-5	評価	126

1-5	施設の稼働による大気汚染	127
1-5-1	概要	127
1-5-2	調査	127
1-5-3	予測	127
1-5-4	環境保全措置	154
1-5-5	評価	154
1-6	施設関連車両の走行による大気汚染	155
1-6-1	概要	155
1-6-2	調査	155
1-6-3	予測	155
1-6-4	環境保全措置	163
1-6-5	評価	163
第2章 騒音		165
2-1	建設機械の稼働による騒音	165
2-1-1	概要	165
2-1-2	調査	165
2-1-3	予測	167
2-1-4	環境保全措置	172
2-1-5	評価	173
2-2	工事関係車両の走行による騒音	174
2-2-1	概要	174
2-2-2	調査	174
2-2-3	予測	176
2-2-4	環境保全措置	179
2-2-5	評価	179
2-3	施設の稼働による騒音	180
2-3-1	概要	180
2-3-2	調査	180
2-3-3	予測	180
2-3-4	環境保全措置	184
2-3-5	評価	184
2-4	施設関連車両の走行による騒音	185
2-4-1	概要	185
2-4-2	調査	185
2-4-3	予測	185
2-4-4	環境保全措置	189
2-4-5	評価	189

第 3 章 振 動	191
3-1 建設機械の稼働による振動	191
3-1-1 概 要	191
3-1-2 調 査	191
3-1-3 予 測	192
3-1-4 環境保全措置	196
3-1-5 評 価	196
3-2 工事関係車両の走行による振動	197
3-2-1 概 要	197
3-2-2 調 査	197
3-2-3 予 測	200
3-2-4 環境保全措置	202
3-2-5 評 価	202
3-3 施設の稼働による振動	203
3-3-1 概 要	203
3-3-2 調 査	203
3-3-3 予 測	203
3-3-4 環境保全措置	206
3-3-5 評 価	206
3-4 施設関連車両の走行による振動	207
3-4-1 概 要	207
3-4-2 調 査	207
3-4-3 予 測	207
3-4-4 環境保全措置	210
3-4-5 評 価	210
第 4 章 低周波音	211
4-1 概 要	211
4-2 調 査	211
4-3 予 測	214
4-4 環境保全措置	215
4-5 評 価	215
第 5 章 悪 臭	217
5-1 概 要	217
5-2 調 査	217
5-3 予 測	221
5-4 環境保全措置	222
5-5 評 価	222

第 6 章 土 壤	223
6-1 概 要	223
6-2 調 査	223
6-3 予 測	226
6-4 環境保全措置	227
6-5 評 価	227
第 7 章 廃棄物等	229
7-1 工事の実施による廃棄物等	229
7-1-1 概 要	229
7-1-2 調 査	229
7-1-3 予 測	229
7-1-4 環境保全措置	231
7-1-5 評 価	231
7-2 施設の稼働による廃棄物等	232
7-2-1 概 要	232
7-2-2 予 測	232
7-2-3 環境保全措置	233
7-2-4 評 価	233
第 8 章 温室効果ガス等	235
8-1 工事中の温室効果ガス	235
8-1-1 概 要	235
8-1-2 予 測	235
8-1-3 環境保全措置	237
8-1-4 評 価	237
8-2 供用時の温室効果ガス	238
8-2-1 概 要	238
8-2-2 調 査	238
8-2-3 予 測	240
8-2-4 環境保全措置	243
8-2-5 評 価	244
8-3 オゾン層破壊物質	245
8-3-1 概 要	245
8-3-2 調 査	245
8-3-3 予 測	245
8-3-4 評 価	245

第 9 章	安全性	247
9-1	工事中	247
9-1-1	概要	247
9-1-2	調査	247
9-1-3	予測	253
9-1-4	環境保全措置	256
9-1-5	評価	256
9-2	供用時	257
9-2-1	概要	257
9-2-2	調査	257
9-2-3	予測	257
9-2-4	環境保全措置	260
9-2-5	評価	260
第 10 章	緑地等	261
10-1	概要	261
10-2	調査	261
10-3	予測	261
10-4	環境保全措置	262
10-5	評価	262
第 3 部	対象事業に係る環境影響の総合的な評価	
第 1 章	総合評価	263
第 2 章	調査、予測、環境保全措置及び評価の概要	264
第 4 部	事後調査に関する事項	289
第 5 部	環境影響評価手続きに関する事項	
第 1 章	環境影響評価の手順	293
第 2 章	環境影響評価書作成までの経緯	295
第 3 章	市民等の意見の概要及び市長の意見に対する事業者の見解	297
3-1	環境影響評価方法書における意見に対する事業者の見解	297
3-2	環境影響評価準備書における意見に対する事業者の見解	330
第 6 部	環境影響評価業務委託先	387
【用語解説】		389

[略称等]

以下に示す条例名等については、略称を用いた。

条 例 名 等	略 称
「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年愛知県条例第7号）	「愛知県生活環境保全条例」
「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」（平成15年名古屋市条例第15号）	「名古屋市環境保全条例」
環境影響評価方法書	方法書
環境影響評価準備書	準備書
環境影響評価書	評価書
環境影響評価審査書	審査書
東海旅客鉄道 関西本線	JR 関西本線
近畿日本鉄道 名古屋線	近鉄名古屋線
大気汚染常時監視測定局	常監局
一般環境大気測定局	一般局
自動車排出ガス測定局	自排局

また、事業予定地周辺の道路のうち、主要県道 59 号の路線名については、平成 23 年 4 月に「名古屋第二環状線」から「名古屋中環状線」に名称変更されており、現在建設中である「名古屋第二環状自動車道」を含む「名古屋環状 2 号線」と混同するおそれがあることから、名称変更以前のデータについても「名古屋中環状線」を用いた。

[準備書からの訂正等]

評価書の作成にあたり、準備書に対する市民等の意見及び市長の意見を反映するとともに、準備書の内容を読みやすく、かつ、わかりやすくするために、表現や図表等の修正及び追加を行った。

準備書の内容から修正を行った箇所（単純な誤字等は除く）及び新たな内容を追加した箇所については下線を付加した。なお、新たに項目を追加した場合、または項目内の内容を全面的に修正した場合は、見出しに下線を、図表等を全面的に修正または新たな図表等を追加した場合は図表等の表題に下線を付加した。